

## 序議付議事案書

開催・令和 7年3月28日

所管部課	総務部契約検査課	部長	矢吹 勇一																					
件 名	東大和市契約事務規則の一部を改正する規則について																							
	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項																					
関係事項	条例規則																							
部課機関																								
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令が改正され、地方公共団体が少額隨契を行うことができる基準額が引き上げられた。</p> <p>当該改正に伴い、東大和市契約事務規則別表に定める随意契約によることができる予定価格の範囲を、改正後の地方自治法施行令別表第5と同額にする改正を行うものである。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td><td>130万円以下</td><td>200万円以下</td></tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td><td>80万円以下</td><td>150万円以下</td></tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td><td>40万円以下</td><td>80万円以下</td></tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td><td>30万円以下</td><td>50万円以下</td></tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td><td>30万円以下</td><td>30万円以下</td></tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>50万円以下</td><td>100万円以下</td></tr> </tbody> </table> <p>※「5 物件の貸付け」は改正なし。</p> <p>(2) 施行日 令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2. 経過(現時点に至るまでの経過) 本規則改正については、総務課において審査済み。</p> <p>3. 留意事項(問題点等) 主管課契約を認める金額等の関連規定の改正は、別途検討する。</p> <p>4. 主管部処理案(検討結果等) 序議終了後、速やかに改正事務を進めたい。</p> <p>5. 審議結果</p>				契約の種類	改正前	改正後	1 工事又は製造の請負	130万円以下	200万円以下	2 財産の買入れ	80万円以下	150万円以下	3 物件の借入れ	40万円以下	80万円以下	4 財産の売払い	30万円以下	50万円以下	5 物件の貸付け	30万円以下	30万円以下	6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円以下	100万円以下
契約の種類	改正前	改正後																						
1 工事又は製造の請負	130万円以下	200万円以下																						
2 財産の買入れ	80万円以下	150万円以下																						
3 物件の借入れ	40万円以下	80万円以下																						
4 財産の売払い	30万円以下	50万円以下																						
5 物件の貸付け	30万円以下	30万円以下																						
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円以下	100万円以下																						

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。